

## 苫前町地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、苫前町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第4条第3項の規定に基づき、苫前町地域公共交通活性化協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 委員が苫前町地域公共交通活性化協議会の会議、幹事会、分科会及び視察（以下「会議等」という。）に出席したときの報酬の額は、1日につき6,800円とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、北海道、苫前町及びその他団体の職員
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(費用弁償の額)

第3条 委員が会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、苫前町職員の旅費に関する条例（昭和26年苫前町条例第4号）によるものとする。

(準用)

第4条 規約第4条第4項のオブザーバー及び第6条第7項の委員以外の者の報酬及び費用弁償については、前2条の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。